

会 議 録

○会議名	平成26年度第3回みよし市男女共同参画プラン審議会
○日時	平成26年9月18日（木） 午前10時から午前11時30分まで
○場所	市役所3階301会議室
○出席者	
委員（出席）	小田佳子（東海学園大学スポーツ健康科学部准教授） 花井伸（みよし市小中学校校長会代表（三好丘中学校校長）） 佐宗正行（みよし市区長会副会長） 稲月かよ子（みよし市社会教育委員会副委員長） 野崎又嗣（みよし市民生児童委員協議会副会長） 木戸早苗（みよし商工会女性部長）、宮代カレン（在住外国人代表） 荒木理佳（公募委員）
（欠席）	久野ひとみ（JA あいち豊田女性部三好支部支部長） 岸野佳江（公募委員）
事務局	近藤協働部長、佐伯協働部次長、久野協働専門監兼協働推進課長 中島協働推進課主任主査、西川女性活動推進員
○会議公開の可否	公開 / 傍聴人数 0人

1 開会宣言

佐伯次長 定刻となりましたので、只今より「第3回みよし市男女共同参画プラン審議会」を始めます。

 【一同起立、礼、着席】

 本日はお忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。

 本日の会議はみよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱第6条に基づき、会議の全部を公開としておりますので、予めご了承ください。

 傍聴人は0人です。

 なお、久野委員、岸野委員は、ご欠席の連絡をいただいております。

 これからの進行は、審議会設置要綱第5条に基づき、小田会長にお願いします。

小田会長 議題の前に、事務局から説明があります。

久野専門監 第2回みよし市男女共同参画プラン審議会での質問のありました内容について説明いたします。

 公募委員の再任について、みよし市附属機関委員の公募要領の第2条2項(4)により、再任ができません。

 次に、条例の中で規則を別に定めるという部分に対して、規則はどのよ

うな内容かということですが、今日の議題(3)のみよし市男女共同参画審議会規則(案)で説明します。

広報の配布先ですが、広報課に確認したところ市内の世帯を対象にしているため、事業所には配布していないということですが、今回、11月にパブリックコメントを実施しますので、商工会や工業経済会につきましては、別途こちらからお知らせいたします。

2 議題

(1) (仮称) みよし市男女共同参画推進条例(案)について

小田会長 議題1「(仮称) みよし市男女共同参画推進条例(案)について」事務局より説明をお願いします。

久野専門監 【説明】

小田会長 ただ今の説明に関し、ご質問やご意見があれば挙手をお願いします。

野崎委員 1ページ8行目に「職場」が抜けているのではないのでしょうか。また、3ページ第3条(3)の「職場、地域」となっていますが、他の記載と合わせると「地域、職場」の順ではないのでしょうか。

久野専門監 1ページの前文の「職場」につきまして、確認いたします。

3ページ第3条の「職場、地域」については、パートナーの基本理念はこの順番ですが、条例を作るにあたって全体統一が必要ですからこちらも全体を見直して調整します。

小田会長 確認していただいて、必要があれば変更するということですね。

宮代委員 3ページの「市の責務」の内容が、変更後は「男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け」がカットされていますが、基本理念についてこの部分があった方がわかりやすいです。

久野専門監 変更後にカットした部分を残すのであれば、「政策」の部分を「施策」という表現にかえて残すことになります。

小田会長 「男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け」をカットしましたが、政策と施策では意味合いが違うので、残すのであれば政策ではなく施策にすると、ただ、この部分が入っていても基本理念を意味しているかというそういう訳ではなく、こういう状況であると言っているだけなので、条文には、いらないのではないかなと思います。基本理念を指すものは、この上の第3条です。これにのっとってやりますよ。ということです。第2項については、変更前に「市民の意見を尊重するとともに」とありますが、条文としてはない方がいいと思います。また、第11条に同様の表現があるため、ここで繰り返す必要がないと思います。

宮代委員 わかりました。

荒木委員 6ページの第15条の表現が「～家庭生活における活動及び～家庭生活以外での活動を両立する」とありますが、「及び」という表現ではなく、「と」という表現の方がわかりやすい。

久野専門監 法規の表現では「と」は「及び」となるためこのような表現になりましたが、全体を見直して、内容を検討します。

小田会長 名詞と名詞で「A と B の両立」はあります。「A と B を両立」もあります。「と」を「及び」にするということで、「A 及び B を両立」という表現であれば可能ですが、わかりにくいということであれば。

荒木委員 名詞が短いものであれば、わかりやすいのですが。

久野専門監 もう一度見直し、調整します。

小田会長 その他にありますか。

小田会長 8 ページの経過措置のところ、変更後の中で、「この条例の施行の際現に～」とあるところはおかしくないですか。また、「現に男女共同参画社会基本法～」とありますが、「現に～」という表現はどうですか。主語が長いこともわかりづらいです。

久野専門監 確認します。

宮代委員 7 ページの第 17 条の 3 行目「思われる」を「認められる」に変更していますが、「認められる」という表現は誰に？とってしまうのですが。

小田会長 表現を硬くしただけだと思いますが、いかがですか。

久野専門監 法規担当による変更です。

野崎委員 「考えられる」というのはどうですか。

久野専門監 他の表現もないか確認します。

小田会長 他にご意見はありませんか。ありがとうございます。次の議題にうつります。

(2) パブリックコメント(案)について

小田会長 議題 2 「パブリックコメント(案)について」事務局より説明をお願いします。

久野専門監 **【説明】**

小田会長 報告ということで、前回のパブリックコメント(案)でもう少しわかりやすくのご意見をいただいた、特に点線に囲まれた部分を修正していただきました。この内容について質問やご意見がありましたら挙手をお願いします。

野崎委員 「本市では」は 3 つもいりますか。

久野専門監 こちらは、意味が変わらない範囲で修正していきます。広報については、この原稿を元にして、もう少し柔らかな表現で掲載していきます。11 月 15 日号の広報に掲載します。

荒木委員 点線の枠の中の 3 行目「しかしながら、少子高齢化の～大きく変化しており」とありますが、この表現はこの後に続く文章として意味がとおらないのではないですか。この部分はなくてもいいのでは。

宮代委員 皆さんに読んでいただきたいので、あまり長くならない方が読んでもらえるのでは。

小田会長 グローバル社会とか国際情勢によって、どちらかというと日本にずっと残っている男女の格差が浮き彫りにされて、これから改善に向けていく必要があるという事ではありますが、この国際化によりという表現はちよっ

- とおかしいですね。
- 久野専門監 国際化により世界から見ると日本の状況はどうなっているのかということで目につくようになっていきます。また、少子高齢化や社会情勢の変化などで女性の社会進出が増え、男女間の不平等などの問題がでてきているため、この表現を入れました。
- 小田会長 情勢の変化というのが何を指しているのか、この文章では、わかりづらいですね。
- 花井委員 「大きく変化しており」ではなく、「大きく変化しているにもかかわらず」にすれば意味がとおるのではないのでしょうか。
- 久野専門監 言葉の表現を見直します。
- 荒木委員 ○市が行う基本的な施策の(7)に、「事業者及び教育関係者は、」とありますが、このパブリックコメントでは「及び」はすべて読点になっているので、合わせられた方がよいと思います。
- 小田会長 ありがとうございます。
- 宮代委員 実施方法としては、広報に載せて、あとはコメントしたい人はコメントしてください。という形ですか。書く欄はありますか。
- 久野専門監 F A X、メール、電話、窓口など、色々な方法でご意見をいただきます。広報には、別枠で「ご意見をください。」という説明書きを掲載します。なお、ホームページでもご案内します。
- 記入欄はありません。
- 荒木委員 自分が何らかの方法でコメントしてください。ということですね。
- 久野専門監 コメントをいただく方法やメールアドレスなど別に掲載します。
- 宮代委員 コメントして欲しいということなのに、ただ、広報に載せてコメントしてください。で、どこにも書くところがなく、自分でやらなければいけないので、ほとんどコメントがないのではと心配です。どちらにしても、少ないと思いますが、なるべくコメントしやすい方法を取るといいなと思います。
- 小田会長 昨年度のパートナーのパブリックコメントと同じような形で掲載することになると思います。広報なので、書き込んで出すというようなことはないし、なおかつ、事業者には広報が渡らないということなので、去年と同じ形になります。
- 宮代委員 たくさんコメントが来るようにするにはどんな方法がいいのかなと思います。
- 荒木委員 他のパブリックコメントを、いままでにも目にしたことがあります、ちょっとした意見があっても、なかなか出しにくい、記入欄があれば書くかもしれない。
- 木戸委員 意見をくださる方は、しっかり読んだ上で、どのような方法でもご意見をくださると思いますが、書く欄があると、ちゃんと読んでいない人も意見を出されると、どうかなと思います。
- 宮代委員 それでも、たくさんご意見をいただいた方がいいのでは。見てくれて考

えてくれたという事がいい。

- 小田会長 ここに、昨年のパブリックコメントを募集した時の広報のコピーがありますが、今回も同じように掲載するんですね。
- 宮代委員 前回のように入りますか。
- 小田会長 条例なので入りません。
- 久野専門監 イラストぐらいは入ります。
- 木戸委員 周りの方に読んでいただくよう声を掛けていきたいと思います。
- 小田会長 クチコミですね。
- 佐伯次長 市民課にある掲示板に出るようにして、待合で待っている方にPRして、後ろの情報プラザにパブリックコメントを置きますので、すぐ見られるようになります。
- 小田会長 他にご意見はありますか。では、次の議案にうつります。

(3) みよし市男女共同参画審議会規則（案）について

- 小田会長 議題3 みよし市男女共同参画審議会規則（案）について事務局より説明をお願いします。
- 久野専門監 【説明】
- 小田会長 こちらについても、報告ということですが、プランの42ページの設置要綱をもとに、27年度の4月に審議会ができたときに、この規則が摘要されるため、この内容でいいのでしょうかということですね。前回、規則について質問がありましたので、今回説明していただきました。では、ご意見がありましたら、挙手をお願いします。
- 小田会長 第2条第3項に「委員は、再任されることができる。」とありますが、この会のはじめに、公募委員は再任できないと説明をいただきました。これはどういうことでしょうか。
- 久野専門監 公募委員については再任ができません。その他の委員については再任ができます。
- 小田会長 ここには、委員は～とありますが、すべての委員に適用されるわけではないんですね。
- 久野専門監 他の審議会の規則にも同様な書き方がしてあります。公募委員を除くという表現は、他の公募委員が含まれる審議会との兼ね合いがありますので、確認します。
- 小田会長 他に、ご質問はありませんか。
- 小田会長 では、以上で予定されている議事はすべて終了いたしました。ご審議ありがとうございました。いただきましたご意見は条例の制定に反映していただきますよう、事務局をお願いします。これを持ちまして本日の議事を終了します。

3 その他

- 小田会長 事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

久野専門監
佐伯次長

こちらからは、ありません。

ありがとうございました。今日いただいたご意見を検討しまして、また次回審議会で報告いたします。次回の審議会は平成 27 年 1 月 8 日(木)午前 10 時から予定させていただいています。また、近づきましたらご案内を差し上げますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事を終了いたします。

【一同起立、礼】

ありがとうございました。